

令和6年度補正予算「事業承継・M&A事業」事務局公募に係る質問回答書

No.	資料名・頁	項番等	該当箇所(記載内容)	質問事項	回答
1	公募要領 P10		2. 業務内容 (2) 事業の実施期限 原則、できるだけ早期に公募を行うものとし、原則令和8年度末までの期間に、補助対象事業者の公募を3回程度行い、全体で1,800者程度に対して補助金を交付するものとする。 但し、事務局は、事業の実施状況等に応じて、事業実施期間等について、中小機構理事長に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、事務局は速やかに中小機構理事長の指示を仰ぐものとします。	「令和8年度末までに、補助対象事業者の公募を3回程度行い、中小企業・小規模事業者等に対して補助金を交付する事業等を行う」点について、令和9年3月末時点では、3回目の公募で採択された事業者に対して、補助金の交付がすべて完了した状態とする、という理解で良いでしょうか もしくは事務局の確定検査までを完了すべきでしょうか 上記理解が正しい場合には、各公募階の採択のタイミングのイメージについてご教示いただけますでしょうか。	令和9年3月末(令和8年度末)は、事業費の支払いが交付済みとなっている必要がございます。なお、令和9年3月末(令和8年度末)は、事務局の精算業務を含む期限となっておりますので、ご留意ください。各公募回の採択のタイミングですが、あくまでも現時点における予定ですが、第11次公募は令和7年7~8月頃、その後、第11次のスケジュールを踏まえつつ、各公募回ができる限り切れ目無く実施できるような形で、第12次公募、第13次公募を実施するイメージとなっております。なお、今後の調整によりスケジュールが前後する可能性があります。
2				#1に付随して、各公募回を切れ目なく実施することが求められるでしょうか。	ご理解の通りでございます。
3	公募要領 P11	別添1 II「事業承継・M&A事業」事務局運営業務の概要	2. 業務内容 (3) 事業の実施内容等 事務局は本事業の円滑な実施のため、以下の事業を行います。また、補助金電子申請システム(Jグランツ)を活用して事業を実施するものとします。 ① 本事業の周知・広報 ② 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応(ワンストップで苦情・相談を受け付ける窓口の設置等) ③ 本事業に関する公募及び説明会の開催 ④ 補助金交付先選定のための第三者委員会の選定・委嘱 ⑤ 補助金交付先決定に係る業務(交付申請書の受理、交付申請書の審査、交付決定通知書の発出等) ⑥ 補助金交付先事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続 ⑦ 補助事業者の補助事業期間終了後のフォローアップ業務 ※事業化状況報告、収益納付、財産処分、交付決定取消、各種分析報告等は、間接補助事業の終了後5年間(詳細は各枠によって異なる)実施することを前提に提案いただきます。それらの業務については、予算措置がなされた場合に別途、委託契約又は交付決定期間の延長にて、対応いただくこととなります。 ⑧ 補助金の返還手続き ※間接補助事業者に対して賞金引き上げの状況等を確認することが求められ、未達等の場合には補助金の返還が必要となる場合があります。 ⑨ 補助金公募要領の概要版、事務処理マニュアル、FAQ等の整備を行い、採択発表の都度、見直しを実施 ⑩ 補助事業者への対応方法・マナー等について、職員等への教育・研修等の実施 ⑪ 事例集の作成 ⑫ 事業承継・M&A補助金申請者に対する実態把握調査(別添4) ⑬ 中小企業庁関連事業データ活用との連携 ⑭ その他の事業管理に必要な事項についての対応	下記資料にあるとおり、今回から「公募申請+採否通知」と「交付申請+交付決定通知」を分離すると理解しております。実際に公募申請と交付申請で事業者から求める情報はどのようなのでしょうか ネット情報にある情報を大体平均すると、 公募申請：事業者の基本情報(申請要件を満たすか)、事業計画(目的、内容、スケジュール、効果(経費の計画(概算)等) 交付申請：事業の詳細(採否通知された申請可能額による変更を盛り込む)や見積等の必要書類、経費の計画(詳細明細レベル?) くらいなのかと考えております。 また現在の交付申請で集めている情報は基本、公募申請側に寄せられると理解なのですが、新交付申請側に回る情報を知りたいです。 また、大枠の流れ(公募申請、交付申請)で何を求めて、何を審査するのはどこがやっていますかまで決めるのかお教えください。	本補助金の枠/類型に最適な情報や審査の流れをご提案いただきたく存じます。
4	公募要領 P10		II「事業承継・M&A事業」事務局運営業務の概要	補助金の名称が変更になりましたが、公募回はそれに合わせて1次公募となるのでしょうか それとも名称変更は関係なく1次公募となるのでしょうか	名称変更は関係なく、第11次公募とする予定でございます。
5	公募要領 P16	別添3 「事業承継・M&A事業」の補助要件等について	2. 補助対象者 (5) 申請要件の実効性担保 ・事業承継促進事業においては、補助対象事業完了後5年間は、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況を事務局へ提出する必要がある。なお、買上げ要件を維持できていない場合及び、事業承継を補助事業終了後5年以内に実施しない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額等の返還を求めなければならない。 ・専門家活用事業においては、補助対象事業完了後3年間は、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況を事務局へ提出する必要がある。なお、補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合、「経営資源引継ぎがなされなかった要因分析」「補助事業期間終了後の経営資源引継ぎに向けた計画」等を事務局が指定する形式で提出する必要がある。補助事業期間終了後3年間は、別途事務局の指定する方法で事後報告を行う必要がある。 ・PMI推進事業におけるPMI専門家活用類型では、補助対象事業完了後3年間は、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況を事務局へ提出する必要がある。事業統合投資類型では、補助対象事業完了後5年間は、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況を事務局へ提出する必要がある。 ・なお、財産処分や収益納付等も含め、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とする。	PMI枠-事業統合投資類型は事業化状況報告期間、買上げ要件の維持、実施の確認を行わなくても良いものなのでしょうか 上 limit のアップには関連しているの、気になりました。	ご指摘の通り、PMI枠事業統合投資類型は、買上げ要件がございますので、買上げ要件の維持、実施の確認を行っていただく必要がございます。 公募要領P16,別添3.2補助対象者(5)申請要件の実効性担保にて、以下の通り、追記修正させていただきます。 追記前:「事業統合投資類型では、補助対象事業完了後5年間は、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況を事務局へ提出する必要がある。」 追記後:「事業統合投資類型では、補助対象事業完了後5年間は、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況を事務局へ提出する必要がある。なお、買上げ要件を維持できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額等の返還を求めなければならない」
6	公募要領 P11	別添1 II「事業承継・M&A事業」事務局運営業務の概要	II「事業承継・M&A事業」事務局運営業務の概要	補助事業運営において、M&Aの専門的知見については委託することは可能か。	M&Aの知見について委託することは可能。業務フローなどをご提案ください。なお、事務費に対する委託・外注費の合計の割合が50%を超える場合は、委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書を添付してください。